

大阪府自殺対策基本指針 取組み実績一覧

【資料3-4】

【H34(R4)年度までに目指すべき姿・目標を踏まえたこれまでの取組み状況の評価】
 A:75%以上100%達成
 B:50%以上75%未満達成
 C:25%以上50%未満達成
 D:25%未満達成

1 地域レベルの実践的な取組を支援する										
(1) 市町村自殺対策計画の策定等の支援										
指針新第3章	項目			取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目指すべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	平成29年度から令和3年度までの取組み実績	平成29年度から令和3年度までの取組み 状況の評価	令和4年度		担当課
	大	中	小					予算	事業見込み	
1	1	(1)	①	市町村自殺対策計画の策定支援 国から提供される地域自殺実態プロフィールや政策パッケージなど、市町村の地域自殺対策計画策定に必要な情報を提供するなど策定の支援を行う。	各市町村が自殺対策計画を策定し、実践的な取組みが推進される。	市町村自殺対策計画策定数 H29:1市町村 H30:39市町村 R1:40市町村 R2:41市町村 R3:41市町村	A:75%以上100%達成	—	国からの自殺対策計画関連の連絡等を遅滞なく市町村に送付する。また、市町村が自殺対策計画を円滑に実施できるように適宜、助言や、技術支援を行う。	こころの健康総合センター
2 自殺の実態を明らかにする										
(1) 実態の把握										
(2) 市町村への情報提供等										
指針新第3章	項目			取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目指すべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	平成29年度から令和3年度までの取組み実績	平成29年度から令和3年度までの取組み 状況の評価	令和4年度		担当課
	大	中	小					予算	事業見込み	
2	2	(1)	①	厚生労働省等からの情報収集 厚生労働省や国の研究機関、府警察本部等からの情報の収集と提供資料の分析等	適切に情報収集を行い、提供資料の分析を行い、実態を把握し、事業実施に活かすことができるようになる。	分析資料作成数 のべ80回 H29:1回 H30:9回 R1:10回 R2:19回 R3:41回	A:75%以上100%達成	—	必要な情報収集、分析を行い、実態を把握をしていく。	こころの健康総合センター
3	2	(1)	①	厚生労働省等からの情報収集 厚生労働省や国の研究機関、府警察本部等からの情報の収集と提供資料の分析等	府内の自殺の実態を把握・分析したものをもとに、広域での実施が効果的な事業を実施できるようになっている。	分析結果の共有 庁内会議 のべ4回 H29:1回 H30:1回 R1:1回 R3:1回 市町村会議 のべ5回 H29:2回 H30:1回 R1:1回 R3:1回	A:75%以上100%達成	—	厚労省や府警察本部等のデータを踏まえ、自殺者の原因・動機などを把握する。	地域保健課
4	2	(1)	①	自殺統計データの提供 月別自殺者数(暫定値)等の自殺統計データの提供	継続して大阪府等に対して自殺統計データの提供を行う。	提供頻度:月1回	A:75%以上100%達成	—	継続して大阪府等に対して自殺統計データの提供を行う。	生活安全総務課
5	2	(2)	①	自殺者等の資料収集と情報の発信 自殺に関する統計資料等について分析・自殺の現状等情報提供(市町村別)	統計資料をもとに市町村に対して自殺の現状等を迅速な情報提供を行い、計画策定等に活かすことができている。	分析結果の共有 のべ67回 H29:13回 H30:13回 R1:13回 R2:13回 R3:15回	A:75%以上100%達成	—	市町村に対して、必要な情報を迅速に提供していく。	こころの健康総合センター

3 府民一人ひとりの気づきと見守りを促す											
(1) 自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及											
(2) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の普及啓発の実施											
(3) うつ病等精神疾患についての普及啓発の推進											
指針新第3章			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目指すべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	平成29年度から令和3年度までの取組み実績	平成29年度から令和3年度までの取組み状況の評価	令和4年度		担当課	
項目								予算	事業見込み		
大	中	小									
6	3	(1)	①	インターネットによる普及啓発	インターネットを活用し自殺や自殺関連事象等に関する情報を提供し正しい知識の普及を行う。	インターネットの活用により自殺や自殺関連事象等の正しい知識の普及が図られるようになる。	ホームページ更新回数 のべ201回 H29: 簿冊廃棄のため記録なし H30: 46回 R1: 53回 R2: 54回 R3: 48回	A: 75%以上100%達成	—	ホームページなどインターネットを活用し、自殺や自殺関連事象の正しい知識の普及を図る。	こころの健康総合センター
7	3	(1)	①	ハートサポートプロジェクト(若年層に向けた自殺予防祖困窓口の広報・周知)	こころの不調をきたす若年層をターゲットとし、こころの相談窓口(電話・SNS)の積極的な活用を呼びかける効果的な広報・周知を展開する。 【令和4年度新規事業】	動画を通じてこころの相談窓口を知ってもらい、悩みやストレスを抱えた際に気軽に利用してもらう。			33,000	若年層向けに、相談窓口に誘導する動画を作成し、SNS等を利用して配信を行う。	地域保健課
8	3	(1)	②	エイズ予防対策事業	府保健所医師・保健師等のエイズカウンセリング能力の向上を目的とした研修会及び個別施策層への支援について理解を深めるための普及啓発講習会の開催	MSM(男性間で性的行為を行う者)への理解を深め、HIV/ AIDSをはじめ、その他感染症の予防啓発に繋がられるようになる。	①HIV/AIDS基礎研修参加者数 のべ113名 H29: 26名、H30: 23名、R1: 26名、R2: 9名、R3: 29名 ②エイズカウンセリング研修(基礎編)参加者数 のべ79名 H29: 19名、H30: 13名、R1: 22名、R2: 0名、R3: 25名 ③エイズカウンセリング研修(応用編)参加者数 のべ66名 H29: 14名、H30: 11名、R1: 41名、R2: 0名、R3: 0名 ④HIV検査相談指導者研修会参加者数 のべ60名 H30: 20名、R1: 33名、R2: 1名、R3: 6名 ⑤性感染症予防講習会参加者数 のべ630名 H29: 214名、H30: 164名、R1: 196名、R2: 0名、R3: 56名 ⑥STI学習会参加者数 のべ238名 H29: 46名、H30: 64名、R1: 50名、R2: 35名、R3: 43名 ※参加者数が0名の年: コロナの影響のため開催せず	A: 75%以上100%達成	706	①HIV/AIDS基礎研修→実施予定(オンライン形式)※他団体主催の基礎研修の推薦も併せて実施 ②エイズカウンセリング研修(基礎編) ③エイズカウンセリング研修(応用編)→実施予定(方法: オンライン形式に加えて、演習については対面式を取り入れるか検討中) ④HIV検査相談指導者研修会→昨年度と同様、公益財団法人エイズ予防財団主催のHIV検査相談研修会の推薦は実施 ⑤性感染症予防講習会→実施予定(方法: オンライン形式に加えて対面式も取り入れるか検討中) ⑥STI学習会→実施予定(方法: 対面式及びオンライン形式/対象: 本年度も行政職員・教育関係者・医療従事者等にも拡大)	感染症対策企画課

9	3	(1)	②	人権啓発事業	同性愛者、性同一性障がい者等の性的マイノリティに関しての正しい知識の普及啓発を行う。 性の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施し、性的マイノリティに対する誤解や偏見、差別をなくす。(※R2.5月更新)	性的指向及び性自認の多様性に関する府民の関心及び理解を深める。(※R2.5月更新)	○啓発冊子 大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」発行部数 黒字版:のべ200,000部、点字版:のべ850部 ○府職員向け研修 【H29年度】 ・府民向け啓発チラシ配布数:31,000枚 ・府内大学へ性的マイノリティに関する人権啓発ステッカー配布:2,500枚作成 ・府民向け講演会参加者数:600名 【H30年度】 ・性的マイノリティの人権問題に関する府民向け講演会来場者数:965名 ・学生企画による啓発コンテンツ制作 【R1年度】 ・性の多様性を考えるセミナー参加者数:約260名 ・当事者による交流会 ・「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解に関する条例」施行 ・「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」開始 【R2年度】 ・性の多様性に関するセミナー視聴数:284件 ・性の多様性に関する啓発動画放映場所:4箇所 ・性の多様性に関する啓発ポスター配布数:6,000枚 ・パートナーシップ宣誓証明制度の運用 【R3年度】 ・性の多様性セミナー:YouTube「大阪府公式チャンネル」にて配信 ・性の多様性に関する啓発動画放映回数:1,124回 ・パートナーシップ制度のPRリーフレット作成 ・パートナーシップ宣誓証明制度の運用	A:75%以上100%達成	5,320	性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組 ①啓発冊子 【大阪府人権白書「ゆまにてなにわ37」】 (墨字版:30,000部、点字版:200部、デジタルブック) ②性の多様性に関する啓発動画 ③府職員向け研修・ALLYグッズの作成 ④パートナーシップ宣誓証明制度の周知・運用 ⑤スポーツ組織と連携した事業で性の多様性動画を放映	人権局
10	3	(2)	①	自殺予防普及啓発	国が設定する自殺予防週間(9月10日の世界自殺予防デーから1週間)、及び自殺対策強化月間(3月)に、市町村や関係機関・団体が啓発活動を重点的に推進できるよう自殺対策推進センターと連携しながら情報提供等を行う。	・国や府における自殺対策の取組み等について情報収集し、市町村や保健所等に情報提供することで、地域の実状に応じた取組みの参考となり、地域の自殺対策が強化されている。 ・自殺についての情報を多く提供することで、自殺が身近な社会的な問題としてとらえる府民が増えている。	府政だより掲載数 のべ10回 H29:2回 H30:2回 R1:2回 R2:2回 R3:2回 令和3年度 普及啓発事業・イベント等実施市町村 自殺予防週間:30市町村 自殺対策強化月間:29市町村	A:75%以上100%達成	—	・自殺予防週間及び自殺対策強化月間に、府政だより及び府Webサイトにて情報発信を行う。 ・市町村あてに周知啓発資料の提供とともに啓発を依頼。	地域保健課
11	3	(2)	②	相談機関等の啓発	多重債務、労働、DV、女性相談、児童問題等自殺の要因に繋がる各相談機関等を広く府民に啓発する冊子等の作成、WEB掲載	様々な相談機関等についての情報が広く府民に周知されるようになる。	冊子作成数 のべ135,700部(改訂、増刷含む) H29:0部 H30:8,000部 R1:16,500部 R2:10,000部 R3:101,200部 ホームページ更新数 のべ104回 H29:簿冊廃棄のため記録なし H30:30回 R1:25回 R2:31回 R3:18回	A:75%以上100%達成	—	様々な相談機関などの情報をホームページなどを活用して府民に周知していく。	こころの健康総合センター
12	3	(3)	①	リーフレット作成・パネル作成貸出	うつ病、アルコール依存症等の精神疾患の理解と対応、メンタルヘルス・自殺関連のパネルやリーフレットの作成・貸し出しや、ホームページを利用して普及啓発を行う。	精神疾患の理解が深まり、うつ病やアルコール依存症等の精神疾患の早期発見・早期治療が行われるようになる。	リーフレット作成数 のべ75,390部(改訂、増刷含む) H29:12,960部 H30:36,700部 R1:5,100部 R2:4,630部 R3:16,000部 パネル貸出数 のべ28回 H29:6回 H30:6回 R1:5回 R2:7回 R3:4回	A:75%以上100%達成	—	うつ病、アルコール依存症等の精神疾患や、メンタルヘルス・自殺関連のパネル等の作成・貸し出しを行うとともに、ホームページを利用して普及啓発を実施。	こころの健康総合センター

4 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する											
(1) 教職員に対する普及啓発等の実施											
(2) 保健医療従事者への研修の実施											
(3) 地域におけるゲートキーパーを養成する研修の実施											
(4) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上											
(5) 研修資料の開発等											
(6) 自殺対策従事者へのこころのケアの推進											
(7) 遺族等に対応する行政機関の職員の資質の向上											
指針新第3章			自自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	平成29年度から令和3年度までの取組み実績	平成29年度から令和3年度までの取組み状況の評価	令和4年度		担当課	
項目	大	中						小	予算		事業見込み
13	4	(1)	①	教育相談に関する教職員研修	教育相談研修において、すこやか教育相談(メール相談)や関係機関連携等による自殺企図者への支援について講義。	教職員一人ひとりのカウンセリングスキル等の資質向上が図られている。	教育相談研修開催回数 のべ4回 H29:1回 H30:0回 R1:1回 R2:1回 R3:1回	A:75%以上100%達成	—	教育相談に関する研修において、自殺予防を取り上げる予定である。	教育センター
14	4	(1)	②	生徒指導者養成研修の周知	文部科学省が実施する生徒指導者養成研修について、各私立学校に周知	文部科学省の研修等を活用することにより、私立学校教員の自殺対策に係るスキルが向上する。	周知先学校数 のべ933校 H29:186校 H30:187校 R1:186校 R2:187校 R3:187校	A:75%以上100%達成	—	文部科学省が実施する生徒指導者養成研修について、各私立学校に周知	私学課
15	4	(1)	②	児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会の周知	文部科学省が実施する「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」について、各私立学校に周知	文部科学省の研修等を活用することにより、私立学校教員の自殺対策に係るスキルが向上する。	周知先学校数 のべ933校 H29:186校 H30:187校 R1:186校 R2:187校 R3:187校	A:75%以上100%達成	—	文部科学省が実施する「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」について、各私立学校に周知	私学課
16	4	(1)	②	いじめ防止対策推進	いじめ防止対策推進法の施策を、府内の私立学校に周知および資料を送付	いじめ防止対策推進法に基づいた対応により、いじめを原因とした自殺を防止する。	周知先学校数 のべ933校 H29:186校 H30:187校 R1:186校 R2:187校 R3:187校	A:75%以上100%達成	—	いじめ防止対策推進法の施策を、府内の私立学校に周知および資料を送付	私学課
17	4	(1)	②	文部科学省の通知等の周知	「教師の知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年3月文部科学省)の活用について、府立学校への継続的な啓発。	府立学校全校に啓発冊子等の活用について周知されている。	周知先学校数 のべ990校 H29:201校 H30:199校 R1:198校 R2:197校 R3:195校	A:75%以上100%達成	—	府立学校全校に啓発冊子等の活用について周知	高等学校課
18	4	(2)	①	自殺対策人材養成研修	うつ病や依存症・パーソナリティ障害・自死遺族など、自殺のハイリスク群や自殺念慮をもっている人への相談従事者に専門的・実践的な研修を行う。	現場のニーズに合ったテーマの研修を毎年5回以上実施し、精神保健福祉関係機関職員の相談機能が向上することで、自殺予防のための適切な対応ができる職員が増加する。 目標・年5回以上開催 ・600名(年間100名×6年)	受講者数 のべ1,741名 H29:491名 H30:305名 R1:329名 R2:367名 R3:249名	A:75%以上100%達成	527	現場のニーズに合ったテーマの研修を7回実施し、精神保健福祉関係職員、学校関係者等のスキルアップを図る。	こころの健康総合センター
19	4	(2)	②	自殺対策人材養成研修	府内の医療機関職員向けにうつ病の治療に有用な認知行動療法を普及するための研修を行う。	受講者が臨床で認知行動療法を実施している。H29に研修を100名を対象に実施 ★【平成29年度で終了】	受講者数 H29:130名	A:75%以上100%達成			こころの健康総合センター

20	4	(2)	③	自殺対策人材養成研修	過量服薬や自殺に関する研修会を開催する。	研修などを通して、過量服薬など自殺未遂に関する理解が深まる。	医療従事者受講者数 のべ46名 H29:15名 H30:13名 R1:10名 R2:5名 R3:3名	A:75%以上100%達成	—	医療機関従事者に対して自殺対策人材養成研修の情報を周知していく。	こころの健康総合センター・薬務課
21	4	(3)	②	自殺対策人材養成研修	市町村の高齢介護担当者を対象にゲートキーパー研修並びにリーダー養成等を行う。	市町村高齢介護担当者のゲートキーパー研修受講並びにリーダー養成研修を実施することで、地域ごとに介護職員向けのゲートキーパー研修が開催できるようになる。 目標:受講者120名(41市町村×3年)	受講者数 のべ495名 H29:未実施 H30:未実施 R1:49名 R2:チラシ配布のみ R3:446名	A:75%以上100%達成	—	庁内会議等の機会を活用し高齢者の自殺に関する情報提供等を行い、高齢介護担当者の理解を深める。	こころの健康総合センター
22	4	(3)	③	民生委員・児童委員及び主任児童委員研修	民生委員・児童委員及び主任児童委員を対象に研修を実施。新任委員には、住民との接し方、支援の方法や相談・応接の技術など基礎の研修。また、経験年数に応じ、適宜、必要な知識・時事問題の研修を実施。	民生委員・児童委員及び主任児童委員に対して、要支援者への支援の仕方や相談・応接の技術などの研修を実施。 目標:毎年15回程度開催。	研修開催数 のべ68回 H29:15回 H30:15回 R1:13回 R2:13回 R3:12回	A:75%以上100%達成	6,211	民生委員・児童委員及び主任児童委員に対して、活動に必要な知識や時事問題など、経験年数に応じた研修を実施する。 【集合研修延べ5日及び一定期間内のオンデマンドオンライン研修5回:参加者予定:3,950人】	地域福祉課
23	4	(3)	①	自殺対策人材養成研修	市町村で自殺対策のリーダーとなる職員に対し、事業の企画・計画作成、ネットワーク作り、事例のコーディネート等を担うための研修を行う。	市町村自殺対策担当者の研修受講並びにリーダー養成を行うことで、地域に応じた自殺対策が推進されている。 目標:受講者数120名(41市町村×3年)	受講者数 のべ368名 H29:95名 H30:63名 R1:124名 R2:44名 R3:42名	A:75%以上100%達成	—	市町村自殺対策担当者に対して、地域の実情に応じた自殺対策を推進していくために必要な研修等を実施する。	こころの健康総合センター
24	4	(4)	①	労働相談関係機関担当者等研修 メンタルヘルス専門相談情報交換会	労働相談担当者がメンタルヘルスケアを必要とする労働相談への確かな対応が行えるよう、必要な知識等の習得機会を定期的に設け、資質の向上を図る。	・メンタルヘルスに対する正しい知識等の習得により、メンタルヘルスケアを含む相談への的確な対応ができるようにする。 ・研修及び情報交換会の実施。(毎年各1回)	労働相談関係機関担当者等研修会参加者数 のべ118人 H29:17人 H30:29人 R1:22人 R2:28人 R3:22人 情報交換会参加者数 のべ82人 H29:18人 H30:27人 R1:24人 R2:8人 R3:5人	A:75%以上100%達成	38,461の一部及び1,407の一部	研修会及び情報交換会開催回数 各1回	労働環境課相談G
25	4	(4)	②	メンタルヘルスに関するリーフレット・自殺総合対策相談対応手引き集等の配布	消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口、商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員に対しメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。	リーフレット・手引き集を配布することでメンタルヘルスについての正しい知識の普及がされている。 目標:全機関124カ所	配布機関数 のべ199機関 H29:0機関 H30:0機関 R1:98機関 R2:48機関 R3:53機関	A:75%以上100%達成	—	消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口等にメンタルヘルスに関するリーフレット等の配布を行う。	こころの健康総合センター
26	4	(4)	③	職場のメンタルヘルス対策	大阪産業保健総合支援センター等と連携し、職域におけるメンタルヘルスに関する研修を行う。	産業保健スタッフの資質向上し、職域におけるメンタルヘルス対策が推進されている。 目標:240名(年間40名×6年)	受講者数 のべ398名 H29:86名 H30:137名 R1:93名 R2:37名 R3:45名	A:75%以上100%達成	—	大阪産業保健支援センターと連携しメンタルヘルスに関する研修を開催する。	こころの健康総合センター
27	4	(4)	④	大阪府版ゲートキーパー養成テキスト講習会	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるように、大阪府版ゲートキーパー養成研修テキストを用いてゲートキーパー研修の講師となれるよう講習会で研修講師を養成する。	受講者が地域で講師としてゲートキーパー研修を開催できるようになる。 目標:受講者 40名/年	受講者数 のべ178名 H29:29名 H30:25名 R1:43名 R2:51名 R3:30名	A:75%以上100%達成	—	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるよう、テキスト講習会を行い、講師を養成する。	こころの健康総合センター

28	4	(4)	④	自殺危機初期介入スキルワークショップの開催・講師派遣	今まで養成したリーダーに講師になってもらい、地域で自殺予防のゲートキーパーの役割を果たすための初期介入スキルを身につけるワークショップを開催する。	ワークショップはH29に25名を対象に開催し終了するが、要請に応じて講師派遣は継続実施し、ゲートキーパーとしてよりスキルを高めている。	ワークショップ開催数 H29:1回 講師派遣数 のべ7回 H29:1回 H30:1回 R1:3回 R2:0回 R3:2回	A:75%以上100%達成	—	精神保健福祉、自殺対策担当、教育分野等、ゲートキーパーとしての役割が期待される様々な分野において、自殺対策研修等を行う。	こころの健康総合センター
29	4	(4)	④	自殺対策人材養成研修	精神保健福祉業務従事者や自殺対策の窓口担当者、また教員、養護教諭も対象を拡大し、自殺念慮や自傷行為に関する研修会を開催する。	様々な分野において、メンタルヘルスや自殺予防に関する知識が普及されているようになる。 目標:受講者数600名(年間100名×6年)	受講者数 のべ1,745名 H29:491名 H30:305名 R1:329名 R2:367名 R3:253名	A:75%以上100%達成	—	精神保健福祉、自殺対策担当、教育分野等、ゲートキーパーとしての役割が期待される様々な分野において、自殺対策研修等を行う。	こころの健康総合センター
30	4	(4)	④	大阪府版ゲートキーパー養成研修	大阪府版ゲートキーパー養成テキスト講習会を受講した職員が主となり、地域で様々な対象に向けて研修を企画・実施することを支援する。	保健所、市町村が主催で各地域でゲートキーパー養成研修を実施し、地域において研修が実施されている。 目標:受講者数6000名(年間1000名×6年)	受講者数 のべ5,177名 H29:981名 H30:1,298名 R1:1,582名 R2:599名 R3:717名	A:75%以上100%達成	—	テキスト講習会を開催し、コロナ禍におけるゲートキーパー研修の必要性を強調していく。コロナの状況により映像教材の利用やオンライン開催についての提案も引き続き行い、保健所、市町村が地域で研修を開催する支援を行う。	こころの健康総合センター
31	4	(5)	①	ゲートキーパー養成研修テキスト作成	地域で標準化されたゲートキーパー研修が様々な対象に向けて開催できるように、大阪府版ゲートキーパー研修教材およびリーダー養成研修テキストを作成する。	対象に応じたテキストを作成し、幅広いゲートキーパー養成に活用されている。 若年者層向け教材の作成(H29) 高齢介護支援者向け教材の作成(H30) 既存の教材の内容更新(随時)	作成テキスト数 のべ10,100部 H29:シナリオロールプレイ700部、基礎情報編初級1,200部 H30:見るロールプレイ500部、傾聴技法初級1,500部 R1:基礎情報編初級2,200部、傾聴技法初級200部、中級200部、シナリオロールプレイ400部、 R2:若年者支援編講師用200部、受講者用500部 R3:見るロールプレイ1,000部、シナリオロールプレイ500部、 基礎情報編初級1,000部 既存教材の内容更新 のべ3回 H29:1回 H30:0回 R1:0回 R2:1回 R3:1回	A:75%以上100%達成	216	既存のテキストの更新を行う。また、内容の見直しについて検討する。	こころの健康総合センター
32	4	(5)	①	自殺総合対策相談対応手引き集	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるように、自殺総合対策相談対応手引き集を配布する。	保健所・市町村職員に自殺総合対策相談対応手引き集を配布することで、より適切な相談対応ができるようになる。	配布数 のべ17,396部 H29:なし H30:なし R1:310部 R2:8,539部 R3:8,547部	A:75%以上100%達成	—	適切な相談対応、情報提供ができるよう相談機関一覧を配布する。	こころの健康総合センター
33	4	(5)	①	自殺総合対策相談対応手引き集	各機関の相談担当者が相談者の背景になる様々な問題に気づき、医療や福祉・介護・生活・法律等の専門家に確実につなぎ、生きる支援をサポートするため手引き集を配布する。	各機関の相談担当者に自殺総合対策相談対応手引き集を配布することで、より適切な支援が行えるようになる。	配布数 のべ17,396部 H29:なし H30:なし R1:310部 R2:8,539部 R3:8,547部	A:75%以上100%達成	—	適切な相談対応、情報提供ができるよう相談機関一覧を配布する。	こころの健康総合センター
34	4	(6)	①	自殺対策従事者のこころのケア	自殺対策従事者のこころのケアに関する研修開催、講師派遣等を行う。	研修開催、講師派遣等を行うことで、こころの健康を維持しより良い支援が行えるようになる。 目標:30回(年間5回)	研修開催数 のべ7回 H29:0回 H30:0回 R1:1回 R2:3回 R3:3回 講師派遣数 のべ15回 H29:3回 H30:3回 R1:4回 R2:3回 R3:2回	B:50%以上75%未満達成	—	精神保健福祉業務従事者対象研修等にて支援者のメンタルヘルスに関する講義を行っていく。 また、要請に応じて講師派遣等を行う。	こころの健康総合センター

35	4	(7)	①	自死遺族相談事例検討会	自死遺族相談において、相談従事者が臨床的な理解を深め、より適切な支援ができるよう事例検討会を実施する。	自死遺族からの相談に対して、こころの健康総合センターや保健所等において、より適切な支援が行えるようになる。	事例検討会開催数 のべ15回 H29:3回 H30:3回 R1:3回 R2:3回 R3:3回	A:75%以上100%達成	71	事例検討会を3回実施する。	こころの健康総合センター
36	4	(7)	①	自殺対策人材養成研修	遺族に接する可能性の高い、保健所・市町村・消防・警察・教育等関係職員を対象に、適切な対応をするための研修を行う。	遺族等に対応する職員が適切に対応できるようになる。 目標:受講者数600名(年間100名×6年)	受講者数 のべ599名 H29:74名 H30:90名 R1:103名 R2:265名 R3:67名	A:75%以上100%達成	—	精神保健福祉、自殺対策担当、教育分野等において、相談対応が適切に行われるよう、自殺対策研修等を行う。	こころの健康総合センター

5 こころの健康づくりを進める											
(1) 学校におけるこころの健康をはぐくむ教育の推進											
(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進											
(3) 地域におけるこころの健康づくりの推進											
(4) 大規模災害における被災者のこころのケア											
指針新第3章			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	平成29年度から令和3年度までの取組み実績	平成29年度から令和3年度までの取組み状況の評価	令和4年度		担当課	
項目	大	中						小	予算		事業見込み
37	5	(1)	①	配付した冊子の普及と活用を図る。	『夢や志をはぐくむ教育』指導資料集及び教師用指導書を各学校に配付し、各学校で活用。	公立の全小・中学校において「夢や志をはぐくむ教育」を活用。 ★【H30年度道徳の教科化により終了】	活用学校数 のべ893校(小学校605校、中学校288校) H29:893校(小学校605校、中学校288校) ※小学校には義務教育学校(前期課程)を、中学校には義務教育学校(後期課程)をそれぞれ含む。	A:75%以上100%達成		小中学校課	
38	5	(2)	①	事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修会	中小企業等におけるメンタルヘルス推進担当者(人事労務担当者等)の養成	・府内事業所におけるメンタルヘルス推進担当者の養成 ・研修会受講者 2,400人 (年2回×定員200人×6年間)	受講者数 のべ1,131人 H29:325人 H30:316人 R1:139人 R2:126人 R3:225人	A:75%以上100%達成	1,233	事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会 開催 ・開催回数 2回 ・定員100人×2回	労働環境課 相談G
39	5	(2)	①	職場のメンタルヘルスに関するセミナーの実施	事業主等の理解を深め、良好な職場環境の形成を支援する。また、市町村、商工会議所・商工会等が実施する職場のメンタルヘルスに関するセミナーの開催に協力	・良好な職場環境の形成 ・セミナー受講者 600人 (年1回×定員100人×6年間)	受講者数 のべ1,071人 H29:313人 H30:364人 R1:340人 R2:54人 R3:実施なし	A:75%以上100%達成	—	セミナー開催 ・年1回 ・定員 計100人	労働環境課 労働環境推進G
40	5	(2)	①	中小企業労働環境向上促進事業	中小企業の事業主及び人事労務担当者・労働者に労働法の基礎的知識の周知・普及と個別課題にかかる実務ノウハウを提供する講座を実施し、労働環境向上の取組みを促す。	・労使間トラブルの未然防止及び労働環境の向上 ・セミナー受講者 600人 (年1回 100人×6年)	受講者数 のべ3,393人 H29:985人 H30:1,393人 R1:1,015人 R2:実施なし R3:実施なし	A:75%以上100%達成	1,150の一部	実施に関しては検討中	労働環境課 労働環境推進G
41	5	(2)	②	メンタルヘルス専門相談	職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員の心の健康問題に関わる中小企業の人事労務担当者及び使用者に、精神科医、臨床心理士、産業カウンセラーが相談に応じる。	・勤務問題等を理由とする自殺の防止 ・専門相談:毎月5回 相談者600人 ・特別相談会:毎年2回 相談者120人	専門相談者数 のべ153人 H29:37人 H30:36人 R1:32人 R2:21人 R3:27人 特別労働相談件数 のべ2,395件 H29:550件 H30:608件 R1:486件 R2:339件 R3:412件	A:75%以上100%達成	1,407	専門相談 ・毎月5回	労働環境課 相談G
42	5	(2)	②	男性のための電話相談事業	家族、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことなど、専門の男性相談員が電話による相談に応じるもの。	男性相談員による男性のための電話相談を実施し、すべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざす。	相談件数 のべ1,152件 H29:199件 H30:227件 R1:221件 R2:263件 R3:242件	B:50%以上75%未満達成	25,004の一部	電話相談 第2、3土曜日 16:00～20:00 第1、4水曜日 16:00～20:00	男女参画・府民協働課
43	5	(3)	①	こころの健康づくりの啓発	ストレス等から起こる様々な疾病やこころの病気の予防に関する啓発を行う。	リーフレット等の啓発を通して地域でこころの健康づくりについて理解が深まる。	リーフレット配布数 のべ9,511部 H29:1,455部 H30:4,955部 R1:1,814部 R2:539部 R3:748部	A:75%以上100%達成	—	要請に応じて配布し、相談対応等での活用を促す。	こころの健康総合センター

44	5	(3)	②	府営公園事業の推進	府民のレクリエーションの場の提供、都市環境の改善、災害時の避難場所など多様な機能を持つ府営公園の適正な管理と整備拡充によって、快適な生活環境づくりを進める。	まちの景観や魅力を高めるとともに、憩いやスポーツ、観光など多様な活動を展開でき、府民に親しまれる府営公園となっている。	19公園において事業を推進した。	A:75%以上100%達成	5,453,778	府営公園の適正な管理と民間活力を積極的に導入した利活用の促進。災害発生時の避難場所や活動拠点となる防災公園の整備や、効率的な維持管理による施設の長寿命化。	都市整備部
45	5	(4)	①	災害時こころのケア体制整備	発災時、迅速かつ適切に被災地域の精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、大阪府DPATの体制を整備する。	ガイドライン・マニュアルを作成し、周知されている 人材養成研修・災害訓練を実施、資機材等の整備おこない、災害時の対応に備えている。	大阪DPAT隊員養成数 のべ 171名 H29:65名 H30:31名 R1:42名 R2:0名 R3:33名	A:75%以上100%達成	—	発災時を想定し、平時より人材養成、体制整備等を進めていく。 DPAT活動マニュアルの改訂を行う。	こころの健康総合センター

6 適切な精神科医療を受けられるようにする											
(1) 精神疾患等によるハイリスク者対策の推進											
(2) 子どものこころの診療体制の整備の推進											
(3) 精神保健医療福祉等関係機関のネットワークの構築											
指針新第3章			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	平成29年度から令和3年度までの取組み実績	平成29年度から令和3年度までの取組み状況の評価	令和4年度		担当課	
項目								予算	事業見込み		
大	中	小									
46	6	(1)	①	こころの健康相談事業	保健所において精神科医やケースワーカー、保健師等による精神保健福祉相談・訪問指導を実施し、受診勧奨や日常生活を送る上での援助及び社会復帰のための支援を実施。	・精神障がい者が心療内科等適切な医療機関につながる。 ・精神障がい者の早期治療や社会復帰が促進される。 ・府保健所(政令市・中核市を除く)のこころの健康相談を実施。	相談件数 のべ18,291件 H29:4,083件(12保健所) H30:3,801件(11保健所) R1:3,573件(10保健所) R2:3,021件(9保健所) R3:2,913件(9保健所)	A:75%以上100%達成	21,938	・府保健所(政令市を除く)のこころの健康相談を実施	地域保健課 ・保健所
47	6	(1)	①	おおさか精神科救急ダイヤル	おおさか精神科救急ダイヤルを設置し、精神疾患で受診が必要な人に対して受診可能な医療機関を紹介	・精神疾患により自傷行為を繰り返す者が適切な医療機関の紹介を受けることができる。 ・精神疾患のため自傷行為を繰り返す者が適切な相談機関が利用できるようになる。 平成34年度:24,000件	利用件数 のべ85,918件 H29:15,712件 H30:16,187件 R1:17,457件 R2:18,753件 R3:17,809件	B:50%以上75%未満達成	27,767	おおさか精神科救急ダイヤル利用件数:17,000件	地域保健課
48	6	(1)	②	うつ病についての広報啓発	リーフレットやホームページ等を活用して、うつ病の症状に気づき、医師等の専門家に相談するよう呼びかける等、うつ病についての広報啓発を行う。	広報等によりうつ病に罹患した人がより早く医師等の専門家に相談できるようになる。 うつ病に関するリーフレットの配布数1,000部	リーフレット配布数 のべ1,667部 H29:630部 H30:440部 R1:231部 R2:298部 R3:68部	A:75%以上100%達成	—	うつ病についてのリーフレットの配布等により、専門家への相談につながるよう に広報啓発を行う。	こころの健康総合センター
49	6	(1)	③	自殺対策人材養成研修及び講師派遣	医療・福祉・教育・介護等の関係者を対象に研修開催及び講師派遣を行う。	うつ病、うつ病をはじめ精神疾患の理解を深め、早期発見・治療につながるようになる。 目標:受講者数600名(年間100名×6年)	受講者数 のべ2,001名 H29:400名 H30:269名 R1:631名 R2:242名 R3:459名	A:75%以上100%達成	—	精神疾患の理解と適切な対応のため、 要請に応じていく。	こころの健康総合センター
50	6	(1)	④	関係機関職員専門研修及び医療機関職員専門研修の実施	依存症の本人及び家族への支援に携わる相談支援機関や医療機関の職員に対し、対応力向上のための研修を実施する。	・依存症の本人及び家族に対して、適切に支援できる人材を増やす。 ・関係機関職員専門研修及び医療機関職員専門研修の開催。	関係機関職員専門研修受講者数 のべ1,768名 H29:356名 H30:360名 R1:370名 R2:227名 R3:455名 医療機関職員専門研修受講者数 のべ735名 H29:187名 H30:134名 R1:188名 R2:160名 R3:66名	A:75%以上100%達成	1,310	関係機関職員専門研修会及び医療機関職員専門研修を実施する。	こころの健康総合センター
51	6	(1)	④	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、および地域の相談拠点機関の選定と公表	ホームページ等により、依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、および地域の相談支援拠点を選定し、公表を行う。	依存症者が適切な治療・支援に繋がるようになる。	令和3年度相談拠点機関選定数 専門医療機関:15か所(H29年度:5か所) 治療拠点機関:1か所(H29年度:1か所) 相談拠点:21か所(H29年度21か所)	A:75%以上100%達成	—	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関および相談拠点について選定し、ホームページ等において、公表を行う。	地域保健課

52	6	(1)	④	アルコール健康障がい対策推進体制の整備	庁内関係部局および府警本部等で構成する連絡会議や依存症に関連した医療機関、関係団体等で構成するアルコール健康障がい対策部会において、アルコール健康障がい対策推進計画について検討を行う。	アルコール依存症者が継続的な治療・相談支援を行うための体制の整備ができる。	大阪府依存症関連機関連携会議(H30.2設置) のべ4回 R2:2回 R3:2回 アルコール依存症健康障がい対策部会(H29.6月設置) のべ7回 H30:2回 R1:2回 R2:1回 R3:2回 市町村依存症対策担当者会議 のべ3回 H30:1回 R1:1回 R3:1回	A:75%以上100%達成	—	・アルコール健康障がい対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を行う。 ・依存症関連機関連携会議、アルコール健康障がい対策部会を開催する。	地域保健課 こころの健康総合センター
53	6	(2)	①	子どもの心の診療ネットワーク事業	様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障がいに対応するため、大阪精神医療センターを中核とし、地域の医療・保健・教育・福祉等の関係機関と連携した支援体制の構築を図る。	府内における地域との保健福祉教育関係機関等との連携会議の開催や症例検討会等を実施。参加する関係機関を拡大させる。	連携会議 のべ1,470回 症例検討会 のべ12回	A:75%以上100%達成	11,767	関係機関との連携会議及び症例検討会を開催する。	地域保健課
54	6	(3)	①	ネットワーク構築支援	市町村、保健センターが取り組む庁内・庁外の「自殺対策における地域ネットワーク構築」に支援協力を行う。	各地域において自殺対策におけるネットワークが構築される。	地域ネットワーク参加機関数 のべ201機関 H29:21機関 H30:37機関 R1:44機関 R2:55機関 R3:44機関	A:75%以上100%達成	—	各地域でネットワークが構築されるように支援を行う。	こころの健康総合センター
55	6	(1)	④	ギャンブル等依存症対策推進体制の整備【R2年度より開始】	庁内関係部局および府警本部等で構成する連絡会議や依存症に関連した医療機関、関係団体等で構成するギャンブル等依存症地域支援体制推進部会において、ギャンブル等依存症対策について検討を行う。	ギャンブル等依存症者が継続的な治療・相談支援を行うための体制の整備ができる。	依存症関連機関連携会議 のべ4回 R2:2回 R3:2回 ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会 のべ3回 R2:1回 R3:2回 市町村依存症対策担当者会議 R3:1回	A:75%以上100%達成	—	・ギャンブル等依存症対策推進計画に基づいた事業実施と評価検証を行う。 ・依存症関連機関連携会議、ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会を開催する。 ・市町村依存症対策担当者会議の開催若しくは代替えの方法により各地域における啓発活動に資するような情報共有を図る。	地域保健課 こころの健康総合センター

7 社会的な取組みで自殺を防ぐ

- (1) 学校における相談体制の充実
- (2) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実
- (3) 妊産婦への相談支援の充実
- (4) 返済困難者・生活困窮者への総合的な相談・支援の実施
- (5) 労働・経営に係る相談窓口の充実等
- (6) 医療・介護に係る相談支援の充実
- (7) 危険な薬品等の規制等
- (8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進
- (9) 地域における相談体制の充実

指針新第3章			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目指すべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	平成29年度から令和3年度までの取組み実績	平成29年度から令和3年度までの取組み状況の評価	令和4年度		担当課	
項目								予算	事業見込み		
大	中	小									
56	7	(1)	①	教育振興補助金交付事業	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用等の事業にかかる費用の一部を補助。	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、いじめ・悩み等の問題を早期に発見・対応する。	補助金交付学校数 のべ668校 H29:130校 H30:134校 R1:135校 R2:138校 R3:131校	A:75%以上100%達成	—	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用等の事業にかかる費用の一部を補助。	私学課
57	7	(1)	①	子どもの人権SOSミニレター事業(法務省実施)への協力	子どもの人権SOSミニレター事業に対する協力依頼を各私立小中学校に実施	法務省の取組みである「子どもの人権SOSミニレター事業」を活用し、身近な人にも相談できない児童生徒の悩みを的確に把握し、関係機関と連携し問題の解決にあたる。	周知先学校数 のべ401校 H29:81校 H30:81校 R1:81校 R2:79校 R3:79校	A:75%以上100%達成	—	子どもの人権SOSミニレター事業に対する協力依頼を各私立小中学校に実施。	私学課
58	7	(1)	①	障がいのある生徒の高校生活支援事業	希望する学校に臨床心理士等、エキスパート支援員を派遣	各校において、臨床心理士等を活用した教育相談体制が充実するとともに、電話相談等の窓口が周知され、子どもたちが安心して相談できる環境が醸成されている。	支援員派遣先学校数 のべ760校 H29:155校 H30:153校 R1:152校 R2:151校 R3:149校	A:75%以上100%達成	57,178	府立高校全校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。	高等学校課
59	7	(1)	①	福祉・医療関係人材の活用事業費	希望する学校に臨床心理士等を配置し、学校における教育相談体制の充実を図る。	臨床心理士を活用することで、友人関係、家庭環境等の課題からくる、子どもの不安定な精神の安定化をはかり、安心して学校に通学することができるようにする。	臨床心理士活用校数 のべ190校1分校 H29:36校 H30:37校 R1:38校 R2:38校 R3:41校1分校	A:75%以上100%達成	7,445(千円) *No.101と同事業	各学校において、昨年度の実績をふまえて、学校の障がい種別と在籍者数を勘案して配置。	支援教育課
60	7	(1)	①	スクールカウンセラー配置事業	公立小中学校におけるスクールカウンセラーによる児童生徒、保護者、教職員等に対する相談活動及び助言・援助。	児童生徒が安心して相談できる体制をめざす。児童生徒、保護者、教職員等からの個別相談への対応。	相談対応件数 のべ511,677件 H29:93,814件 H30:90,509件 R1:93,979件 R2:103,631件 R3:129,744件	A:75%以上100%達成	460,155	相談対応実施	小中学校課
61	7	(1)	①	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーによる児童生徒を取り巻く環境の改善及び助言・援助。	児童生徒が安心して学校に通える体制をめざす。教職員等からのすべての相談へ対応。	相談対応件数 のべ106,291件 H29:5,247件 H30:5,391件 R1:26,577件 R2:29,821件 R3:39,255件	A:75%以上100%達成	74,632	相談対応実施	小中学校課
62	7	(1)	①	すこやか教育相談24	24時間体制で、子ども・保護者・教職員の相談に対応	学校の相談体制の充実をめざす。24時間体制における相談への対応。	相談対応件数 のべ21,387件 H29:4,870件 H30:4,564件 R1:4,764件 R2:3,754件 R3:3,435件	A:75%以上100%達成	23,793	相談対応実施	小中学校課

63	7	(2)	①	児童の安全確認の徹底と子ども家庭センターや市町村、警察等との連携強化	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村、警察等関係機関は相互に情報を共有し、緊密に連携する。	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底し、児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に通告を行う。	児童虐待又はその疑いがあるとして警察から通告した児童数のべ57,352人 H29:9,305人 H30:11,119人 R1:12,609人 R2:12,294人 R3:12,025人	A:75%以上100%達成	—	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底する。児童虐待が疑われる場合は子ども家庭センターへ確実に通告を行う。	少年課
64	7	(2)	①	・子ども家庭センター(児童相談所)における相談支援 ・市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村による相談支援、一時保護等の体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。	子ども家庭センター及び市町村児童家庭相談担当者が児童虐待相談に適切に対応し、要保護児童対策地域協議会における連携を強化することにより、子どもの適切な保護・支援を図る。	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修開催数 のべ117講座 H29:26講座 H30:22講座 R1:23講座 R2:23講座 R3:23講座	A:75%以上100%達成	1,906	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 11日間23講座	家庭支援課
65	7	(2)	②	被害者の心情に配慮した対応と、相談支援機関との連携	性犯罪・性暴力被害者の心情に配慮した事情聴取や要望の聴取を行い、相談支援機関と連携を強化する。	性犯罪・性暴力被害者の事情聴取等には、女性に対応する等、被害者の心情に配慮した対応を継続し、相談支援機関との連携を強化する。	被害者の心情に配慮して事情聴取にあたる警察官を選定して、対応するほか、民間支援団体・大阪弁護士会等と連携し、被害者の要望に沿った支援を実施した。	A:75%以上100%達成	—	被害者の心情に配慮して事情聴取にあたる警察官を選定して対応するほか、関係機関・団体と連携し、被害者の要望に沿った支援を推進する。	府民応接センター
66	7	(2)	②	男性のための性被害電話相談事業	性犯罪・性暴力の被害にあった男性に対して、専門の相談員(男性1名を含む2名)による電話相談を実施する。【令和4年度新規事業】	相談しづらい男性性被害の相談先として定着させ、男性性被害の社会的認知を高めるとともに被害の潜在化防止を図る。			521	電話相談の実施 月2回 金曜日 16:30~20:00	治安対策課
67	7	(3)	①	妊産婦こころの相談センター事業	拠点機関(大阪母子医療センター)に専属職員を配置し、府内(大阪市・堺市含む)でメンタルヘル스에不調を抱えていると思われる妊産婦について、ワンストップ窓口として、専門的な支援を行うとともに、関係機関等からの相談に助言を行う。	メンタルヘル스에不調を抱えていると思われる妊産婦に対する相談支援を行う。 相談件数 300件以上	相談件数 のべ2,270件 H29:354件 H30:371件 R1:398件 R2:487件 R3:573件	A:75%以上100%達成	6,710	メンタルヘル스에不調を抱えていると思われる妊産婦からの相談に対応する。	地域保健課
68	7	(4)	①	返済困難者(多重債務者)への相談支援	借金問題の解決に向けて、債務者の状況に応じた債務者の自立・生活再建を支援する充実した相談対応の取組みの推進を図る。	借金問題の解決に向けて、債務者の状況に応じた債務者の自立・生活再建を支援する相談対応。 ★【平成30年3月30日をもって、相談業務終了】	相談件数 H29:908件	B:50%以上75%未満達成			金融課
69	7	(4)	②	生活困窮者自立支援事業	広域自治体として府内における福祉事務所設置自治体の取組みの広域支援を行うとともに、府福祉事務所設置自治体(郡部)として、必須事業に加え、全ての任意事業を実施する。また、認定訓練事業所の確保及び利用促進を行う。	効果的な広域支援を行うため、市町村連絡会議や全市町村訪問を実施する。また、管内福祉事務所設置自治体の円滑な事業実施や任意事業の促進を図るとともに、郡部における実施体制の確保を行う。	市町村連絡会議開催数 のべ13回 H29:4回 H30:4回 R1:2回 R2:2回 R3:1回 市町村訪問数 H29:全43市町村 H30:全43市町村 R1:全43市町村 R2:0市町村(書面により全43市町村に対し実施状況調査を実施)※コロナの影響のため R3:9市町村(任意事業未実施自治体)※コロナの影響のため	A:75%以上100%達成	159,545	・市町村連絡会議、従事者研修、地区別研修を開催 ・任意事業未実施自治体を中心に市町村訪問を実施し、事業実施状況等をヒアリング ・広域就労支援事業を実施	地域福祉課
70	7	(4)	③	各実施機関が行う家庭訪問等	生活保護による最低限度の生活保障と、ケースワーカーの家庭訪問や電話連絡等による生活状況等の把握を行う。	各実施機関が家庭訪問等を世帯の状況に応じた必要な回数実施。	家庭訪問や電話連絡等による生活状況等把握数(月の被保護世帯数) H29:1,286世帯(年度平均) H30:1,269世帯(") R1:1,257世帯(") R2:1,232世帯(令和3年3月分速報値) R3:1,189世帯(令和4年3月分速報値)	A:75%以上100%達成	—	生活保護による最低限度の生活保障と、ケースワーカーの家庭訪問や電話連絡等による生活状況等の把握を行う。	社会援護課

71	7	(5)	①	労働相談	「労働契約」、「賃金」や「解雇・退職勧奨」などの労働問題に関する相談に対応	・安定した労使関係構築の支援	労働相談件数 のべ52,786件 H29:11,604件 H30:11,163件 R1:10,121件 R2:9,275件 R3:10,623件 特別労働相談件数(再掲) のべ2,395件 H29:550件 H30:608件 R1:486件 R2:339件 R3:412件	A:75%以上100%達成	38,461の一部	労働相談の実施 ・通年	労働環境課 相談G
72	7	(5)	①	労働情報発信ステーション事業	府内7地域で職場のハラスメントを中心とした労働相談会を実施。労働相談、労働関係法令の周知・啓発も行う。	・安定した労使関係構築の支援 ・府内7地域で開催 ・相談者 183人 ・情報提供 1,600件	労働相談会開催数 のべ134回 H29:24回 H30:19回 R1:17回 R2:38回 R3:36回	A:75%以上100%達成	38,461の一部及び937の一部	府内7地域で労働相談及び情報提供を実施	労働環境課 相談G
73	7	(5)	②	OSAKAしごとフィールドによる雇用・就業環境の改善を目指した就業支援の総合サービス	学生・若者・就職困難者等の求職者等に対する就業支援を実施。		就職決定者数 のべ31,937人 H29:8,023人 H30:7,103人 R1:6,887人 R2:3,343人 R3:6,581人	A:75%以上100%達成	414,743	就職決定者数:8,000人	就業促進課
74	7	(5)	③	大阪府地域若者サポートステーションによる若年無業者等の職業的自立を目指した就労支援事業	15歳から39歳まで(平成30年度は40代前半まで)の若年無業者を対象に、自己肯定感の養成や就職活動のサポート等、職業的自立に向けた就労支援を実施する。	就職決定者数 年間132名(大阪府地域若者サポートステーション)	就職決定者数 のべ582名 H29:138名 H30:81名 R1:137名 R2:111名 R3:115名	A:75%以上100%達成	—	就職決定者数:132人	就業促進課
75	7	(5)	④	小規模事業経営支援事業	商工会・商工会議所等と連携して、経営の安定・改善・改革に取り組む小規模事業者等に対し、その経営課題を整理するとともに、課題解決に向けた支援として必要な相談事業等を実施する。	経営の安定・改善・改革に取り組む小規模事業者等に対し、その経営課題を整理と課題解決に向けた支援として必要な相談事業等を実施	支援事業者数 のべ69,691件 H29:13,465件 H30:13,303件 R1:13,440件 R2:15,356件 R3:14,127件	A:75%以上100%達成	—	—	経営支援課
76	7	(6)	①	女性の抱える問題に関する相談事業	ドーンセンターにおいて、女性が直面している様々な問題について、電話相談、面接相談、SNS相談、サポートグループ、法律相談の実施等を通じ、女性の自立と主体的な生き方をめざすための必要な援助と解決のためのサポートを行う。また、市町村相談員等を対象に、ブロック別事例検討会や、スキルアップ研修等を実施し、市町村相談事業の充実を図る。	府は広域自治体として、ドーンセンターを拠点に専門的広域的事業を実施し、市町村相談事業の補完・支援をするとともに、関係部局・関係団体との総合調整及び連携のもと施策展開を図ることにより、男女共同参画社会の実現をめざす。	面接相談件数 のべ6,337件 H29:1,349件、H30:1,382件、R1:1,314件、R2:1,073件、R3:1,219件 電話相談件数 のべ11,789件 H29:2,453件、H30:2,353件、R1:2,319件、R2:2,183件、R3:2,481件 SNS相談件数 R3:146件 法律相談件数 のべ190件 H29:30件、H30:29件、R1:38件、R2:40件、R3:53件	B:50%以上75%未満達成	25,004	面接相談 火～金 17:00～21:00 土・日 10:00～18:00 電話相談 火～金 16:00～20:00 土・日 10:00～16:00 法律相談 年18回 SNS相談 第1～4火曜日 12:00～18:00 第1・3土曜日 10:00～16:00	男女参画・府民協働課
77	7	(6)	①	子ども家庭センター(児童相談所)における相談支援・子どもの育成支援事業(24時間フリーダイヤル)	府内6箇所の子どもの家庭センター(児童相談所)での児童に関する相談を実施。また、子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤルを設置(24時間365日対応)。	24時間365日、子どもの悩みや、SOSをキャッチし、迅速かつ適切な対応により必要な支援につなげる。	子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤル受電数 のべ11,255件 H29:2,267件 H30:2,569件 R1:1,807件 R2:2,084件 R3:2,528件	A:75%以上100%達成	47,267	※予算は、子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤルを含む夜間・休日電話対応体制強化事業にかかる予算。	家庭支援課

78	7	(6)	①	ひきこもり地域支援センター事業	市町村や保健所等が支援ひきこもり状態にある本人や家族に対し、必要に応じ地域にでかけて精神保健福祉医療福祉分野における専門相談(コンサルテーション)を実施する。	ひきこもり状態にある本人や家族が住み慣れた身近な地域において多機関の連携により、包括的な支援を受けることができるようになる。	コンサルテーション実施数 のべ984件 H29:251件 H30:236件 R1:212件 R2:166件 R3:119件	A:75%以上100%達成	8,924	①各市町村の社会資源等の情報収集 ②市町村や保健所等でひきこもりに関する専門相談(コンサルテーション)の実施 ③関係機関への講師派遣 ④ひきこもり専門電話相談の実施	こころの健康総合センター
79	7	(6)	①	こころの健康相談統一ダイヤル	自殺予防の相談電話(こころの健康相談統一ダイヤル)を実施。 9月(自殺予防週間)、3月(自殺対策強化月間)は1か月間24時間体制で集中電話相談を実施。	こころの健康や死にたいという悩みを抱えた人が電話で相談することで、必要な医療機関や相談機関に繋がっている。	相談件数 のべ25,484件 H29:3,523件 H30:5,046件 R1:5,383件 R2:5,854件 R3:5,678件	A:75%以上100%達成	22,145	①こころの健康相談統一ダイヤルを実施 ②電話相談対応力向上のため、「ゲートキーパー養成研修」を3回、事例検討会を5回実施	こころの健康総合センター
80	7	(6)	①	わかものハートぼちぼちダイヤル	40歳未満の若者を対象にした若者向け専用電話相談	悩みを抱え、支援を必要としている若者が、若者専用電話相談の存在を知り、悩みを相談するようになる。	相談件数 のべ339件 H29:8件 H30:106件 R1:77件 R2:71件 R3:77件	A:75%以上100%達成	—	①若者専用電話相談の実施。 ②電話相談対応力の向上のため「ゲートキーパー養成研修」を3回、事例検討会を5回実施。 ③リーフレットによる若者専用電話相談の周知。	こころの健康総合センター
81	7	(6)	②	難病患者の支援	府保健所において、難病患者への訪問や、地域の関係機関と連携して、難病患者の相談・支援を行う。	難病患者が安定的な療養生活を送ることができるよう、大阪府全体の難病患者支援の均てん化を図る。	訪問件数 のべ13,840件 H29:3,800件 H30:3,400件 R1:2,939件 R2:2,179件 R3:1,522件 面接件数 のべ49,057件 H29:15,175件 H30:13,827件 R1:11,996件 R2:3,809件 R3:4,250件 電話件数 のべ35,995件 H29:8,936件 H30:8,344件 R1:5,813件 R2:6,062件 R3:6,840件 ※R2.2~コロナの影響により、R2年度は指定難病受給者証自動更新のため、更新時面接はなく、以降緊急性のある疾患や希望者に絞って訪問・面接を実施。コロナ対応しながらも電話にて患者や関係機関と連絡をとり、状況確認しながら必要な支援を実施。関係機関とのカンファレンスやネットワーク会議もWebを活用する等方法を工夫し実施した。	B:50%以上75%未満達成	19,937	感染対策を実施した上で、府保健所における難病患者・家族への訪問、面接等の個別支援、また、関係機関とのネットワーク構築については、Web会議等の方法取り入れ、連携を図っていく。	地域保健課
82	7	(6)	③	がん診療拠点病院に設置されたがん相談支援センターなどにおけるがん患者及び家族に対する相談支援	がん相談支援センターなどにおける相談者に対して、適切な相談機関・窓口を案内	相談者に対して、適切な相談機関・窓口の周知に努める。	相談者数 のべ363,265人 H29:88,701人 H30:88,534人 R1:93,002人 R2:93,028人 ※R3実績は、R4年12月頃確定予定。	A:75%以上100%達成	—	相談者に対して、適切な相談機関・窓口の周知に努める。	健康づくり課
83	7	(6)	④	自殺対策人材養成研修及び自殺総合対策相談対応手引き集	介護者からの相談に対応する地域包括支援センター職員や介護支援専門員等介護関係機関従事者が、自殺や精神疾患についての正しい知識を持ち、悩みや自殺のサインに気づき、必要な関係機関と適切な連携が図れるように、研修や情報提供を行う。	介護関係職員が研修や手引書を活用し、より適切な支援ができるようになる。 目標:受講者数600名(年間100名×6年) 自殺総合対策相談対応手引き集の配布	受講者数 のべ708名 H29:95名 H30:63名 R1:73名 R2:31名 R3:446名	A:75%以上100%達成	—	介護関係者への自殺対策人材研修、相談窓口の周知を図る。	こころの健康総合センター

84	7	(7)	①	薬事監視指導	薬事監視員による医薬品等一斉監視指導において、毒薬及び劇薬の取り扱いについて確認及び指導を実施し、法令に基づく適正管理の徹底を図る。	継続した監視指導によって法令に基づく適正管理の徹底を図り、毒薬及び劇薬による自殺の予防につなげる。	医薬品等一斉監視指導数 のべ5,274件 H29:2,024件 H30:1,411件 R1:1,413件 R2:147件 R3:279件	A:75%以上100%達成	—	医薬品等一斉監視指導において、毒薬及び劇薬の取り扱いについて確認及び指導を実施する。	薬務課
85	7	(7)	②	毒物劇物取締	毒物及び劇物について、厚生労働省からの通知の周知を行うとともに、毒物劇物監視員による店舗等への監視指導を通じて不適切な使用に繋がる流通を防止し、法令に基づく適正管理の徹底を図る。	継続した監視指導によって法令に基づく適正管理の徹底を図り、毒物及び劇物による自殺の予防につなげる。	店舗等への監視指導数 のべ1,944件 H29:378件 H30:818件 R1:388件 R2:180件 R3:180件	A:75%以上100%達成	—	毒物及び劇物について、厚生労働省からの通知の周知を行うとともに、店舗等への監視指導をする。	薬務課
86	7	(8)	①	自殺につながる情報の削除依頼	インターネット上において自殺につながる情報を発見した場合には、自殺企図者を特定し、掲示板管理者や自殺企図者に対し、当該情報の削除依頼を推進する。	インターネット上における自殺につながる情報を発見した場合には、自殺企図者の安否を確認した上で当該情報の削除依頼を継続して推進する。	自殺企図者の安否確認ができた際には、対象者及びその家族等に対してインターネット上における「自殺につながる情報」の削除依頼を実施した。	A:75%以上100%達成	—	インターネット上における自殺につながる情報を発見した場合には、自殺企図者の安否を確認した上で当該情報の削除依頼を継続して推進する。	生活安全総務課
87	7	(8)	②	フィルタリングの普及と青少年に対する適切なインターネット利用に関する啓発活動の推進	自殺を助長するおそれのある有害サイト等へのアクセスを防ぐため、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。	非行防止教室等の機会を利用して、フィルタリングや適切なインターネット利用に関する教育及び啓発活動等の取組を継続して行う。	非行防止教室開催数 のべ10,838回 H29:2,585回 H30:2,850回 R1:2,596回 R2:1,077回(コロナウイルスの影響により減少) R3:1,730回(コロナウイルスの影響により減少)	A:75%以上100%達成	—	引き続き、自殺を助長するおそれのある有害サイト等へのアクセスを防止するため、教育及び啓発活動等の取組を継続して行うとともに、保護者に対する啓発活動の強化に努める。	少年課
88	7	(8)	②	青少年へのフィルタリング普及促進	青少年へのフィルタリング普及を図ることで、インターネット上の自殺を誘引する有害情報の閲覧を防止するとともに、インターネットの適切な利用に関する取組み及び啓発活動の推進等を行う。	青少年健全育成条例の規制内容(フィルタリングに関する事業者の説明責任等)の遵守率100%	携帯電話事業者等への立ち入り調査数 のべ304店舗 H29:100店舗 H30:101店舗 R1:103店舗 R2:0店舗(93店舗に電話での聞き取り調査を実施) R3:61店舗(併せて321店舗にアンケート調査を実施) 普及啓発チラシ等配布数 のべ約24万部 H29:約5万部 H30:約5万部 R1:約11万部 R2:約1万部 R3:約2万部 SNS等のトラブルに関するリーフレット(配付対象:府内全中学1年生)配布数 のべ約30部 R1:約10万部 R2:約10万部 R3:約10万部	A:75%以上100%達成	—	・携帯電話事業者へのフィルタリングに係る調査の実施 ・普及啓発チラシ等を活用したフィルタリングの利用促進	青少年課
89	7	(8)	③	大阪の子どもを守るサイバーネットワーク	インターネット上のいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害の未然防止や早期解決	いじめや犯罪被害の未然防止や早期発見をめざす。定期的なアドバイザー会議等を年2回開催及び相談への対応	アドバイザー会議開催数 のべ9回 H29:2回 H30:2回 R1:2回 R2:1回 R3:2回 相談件数 のべ11件 H29:5件 H30:2件 R1:1件 R2:2件 R3:1件	A:75%以上100%達成	—	アドバイザー会議等の開催 相談対応実施	小中学校課
90	7	(8)	③	自殺予告者の安否確認の実施	インターネット等による自殺予告等の情報があった場合、所管する警察署を通じて自殺防止の対応を行う。	自殺予告者が判明した場合に、安否確認を確実に行う。	インターネット上での自殺予告等は、情報提供者及び安否確認の対象者が府内居住者とは限らない為、他府県警察とも連携し、提供された情報をもとに安否確認対象者の特定に努め、対象者が特定できた場合は同人と面接等を行い安否確認を実施した。	A:75%以上100%達成	—	自殺予告者の特定に努め、安否確認を確実に実施する。	生活安全総務課

91	7	(9)	①	総合相談事業 交付金の交付	住民の自立支援、福祉の向上等に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援、促進するため市町村に交付	市町村の人権相談機能の充実・強化を図り、府民が身近なところで安心して相談できる体制を作る。	交付市町村数 H29:43市町村 H30:43市町村 R1:43市町村 R2:43市町村 R3:43市町村	A:75%以上100%達成	262,900	府内市町村のより効果的な取組を促すため、市町村に対し総合相談事業交付金を交付する。	人権局
92	7	(3)	①	SNS相談体制 整備事業 ころのほっとライン(大学生・妊婦用) 【R2年度より開始】	若者が抱える様々な心の悩みに対して、きめ細やかな相談支援を行うため、大学生や妊産婦を対象にSNS相談を行う。	SNSを活用して、心の悩みを抱える大学生や妊産婦等からの相談に対応する。 相談件数500件以上/年	相談件数 のべ1,049件 R2:485件 R3:564件	A:75%以上100%達成	25,552	SNSを活用して、心の悩みを抱える大学生や妊産婦等からの相談に対応する。 相談件数500件以上/年	地域保健課

8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ											
(1) 救急医療機関と精神科医療機関の連携											
(2) 自殺未遂者及び家族等に対する支援											
指針新第3章			項目	自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目指すべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	平成29年度から令和3年度までの取組み実績	平成29年度から令和3年度までの取組み状況の評価	令和4年度		担当課
大	中	小							予算	事業見込み	
93	8	(1)	①	夜間・休日精神科合併症支援システム	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	一般科救急医療機関で処置を終えた合併症患者の合併症支援病院への円滑な転院や精神的な支援 平成34年度 200件	事業利用件数 のべ1,163件 H29: 244件 H30: 277件 R1: 250件 R2: 204件 R3: 188件	A: 75%以上100%達成	73,356	事業利用件数 200件	地域保健課
94	8	(1)	②	精神科救急医療体制整備事業	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	夜間・休日において、精神疾患の急変などにより緊急に診療を要する患者のため、民間精神科病院等の輪番制による入院等の医療対応が可能な体制を整備する。 救急対応(入院・外来等)件数 平成34年度 1,800件(見込)	救急対応件数 のべ8,435件 H29: 1,592件 H30: 1,623件 R1: 1,820件 R2: 1,661件 R3: 1,739件	A: 75%以上100%達成	138,675	救急対応件数: 1800件	地域保健課
95	8	(2)	①	大阪府自殺未遂者連携支援事業	府内救命救急センターに、搬送された自殺未遂者への支援と地域関係機関との連携について検討を行う。	救命救急センターに搬送された自殺未遂者への支援が充実されるようになる。	研修参加者数 のべ111名 H29: 15名 H30: 26名 R1: 30名 R2: 20名 R3: 20名	A: 75%以上100%達成	—	自殺対策研修「未遂者支援」を救命救急センター担当者へ周知。	こころの健康総合センター
96	8	(2)	①	自殺未遂者相談支援センター事業	自殺未遂で救命救急センターに搬送された患者で、自殺未遂者相談支援センターの相談支援に同意した者に対し、アセスメントを行い、精神科医療や相談機関へのつなぎを行い、その後治療・相談継続が行われているかなどのフォローアップを1年間定期的実施することで、自殺未遂者の再企図を予防する。	・(平成29年度末までの実績において)自殺未遂者相談支援センターでフォローアップした者の1年間以内の未遂・搬送者率を10%以内にする ・府警・保健所・地域の関係機関による自殺未遂者の支援体制が強化されている。 ・事例検討等により、保健所の精神保健相談員の自殺未遂者に対する対応力が向上している。 ★【計画とおり平成30年度で終了】	支援件数 のべ188件 H29: 88件(再企図1件) H30: 100件(再企図8件)	A: 75%以上100%達成			地域保健課
97	8	(2)	①	自殺未遂者相談支援事業(いのちの相談支援事業)	警察署等の協力のもと、自殺未遂者やその家族の同意による情報提供により支援を行うと共に、事例検討会等の開催等により自殺未遂者支援のためのネットワーク構築を図る。	府警・保健所・地域の関係機関による自殺未遂者の支援体制が強化されている。	警察からの情報提供数 のべ2,861件(中核市含む) H29: 490件 H30: 572件 R1: 548件 R2: 577件 R3: 674件	A: 75%以上100%達成	—	「支援事案情報提供書」受理数 400件以上(大阪市、堺市除く) ・連携状況や課題などを共有し、検討するため関係機関会議を開催する。 ・弁護士会と行政機関との事例検討会を開催。 ・大阪府警を通じ各警察署に対し、事業の再周知のため、事業のリーフレットを配布。	地域保健課 保健所
98	8	(2)	①	自殺未遂者支援対象者情報の提供	大阪府内の各警察署管内で自殺未遂(大阪府内居住者)が発生した場合に未遂者本人や家族に事業の説明を行い、同意が得られた場合には当該自殺未遂事案の発生地を管轄する保健所に情報提供を行う。	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事業説明を行い、事後の相談支援等につながるよう、継続して保健所に情報提供を行う。	自殺未遂事案を認知した際には、自殺未遂者本人若しくはその家族に対して、「いのちの相談支援事業」にかかるパンフレットを配布する等したうえ、自殺未遂者支援対象者情報の提供制度に沿って、事後の相談支援等について説明を実施し、再発防止に向けた取り組みを推進した。	A: 75%以上100%達成	—	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事業説明を行い、事後の相談支援等につながるよう、保健所に情報提供を行う。	生活安全総務課
99	8	(2)	①	自殺対策人材養成研修	救急医療機関や警察、消防、保健所等職員を対象に、未遂者本人や家族を支援するための研修の実施及び対応QA集・事例集を配布する。	地域において、救急医療機関や警察、消防、保健所等の機関が相互に連携し自殺未遂者支援が充実している。 目標: 受講者数 50名/年	受講者数 のべ111名 H29: 15名 H30: 26名 R1: 30名 R2: 20名(コロナの影響のため定員20名にて実施) R3: 20名(コロナの影響のため定員20名にて実施)	B: 50%以上75%未満達成	—	未遂者支援研修の実施。	こころの健康総合センター

9 遺された人の支援を充実する											
(1) 自死遺族相談の実施											
(2) 学校での事後対応の促進											
(3) 遺族のための情報提供の推進											
(4) 遺児への支援											
指針新第3章	項目			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	平成29年度から令和3年度までの取組み実績	平成29年度から令和3年度までの取組み状況の評価	令和4年度		担当課
	大	中	小						予算	事業見込み	
100	9	(1)	①	自死遺族相談	自死遺族相談を専門相談として実施する。	専門相談として自死遺族相談を継続実施し、遺族が安心して相談できる場となる。	相談件数 のべ682件 H29:65件 H30:115件 R1:148件 R2:178件 R3:176件	A:75%以上100%達成	—	専門相談として自死遺族相談を実施する。	こころの健康総合センター
101	9	(2)	①	緊急支援チームの派遣	臨床心理士、指導主事を派遣。	自殺や自殺未遂等重篤なケースに対し、発生後の周りの人々に対する心理的ケアをめざす。市町村からの要請に対する緊急支援チームによる支援	緊急支援チーム派遣数 のべ139回 H29:24回 H30:36回 R1:17回 R2:33回 R3:29回	A:75%以上100%達成	12,230	緊急支援チームの派遣	小中学校課
102	9	(2)	①	障がいのある生徒の高校生活支援事業	必要に応じて、臨床心理士等、エキスパート支援員を派遣	自殺や自殺未遂発生後の周囲の人々に対する心理的ケアが行われるとともに、子どもたちが安心して学校生活を送るための学校体制を整える。	支援員派遣先学校数 のべ760校 H29:155校 H30:153校 R1:152校 R2:151校 R3:149校	A:75%以上100%達成	57,178	必要に応じて、臨床心理士等エキスパート支援員を派遣し、周囲の人々に対する心理的ケアを行うとともに学校体制を整える。	高等学校課
103	9	(2)	①	福祉・医療関係人材の活用事業費	必要に応じて、学校に臨床心理士等を配置し、学校における教育相談体制の充実を図る。	自殺や自殺未遂発生後の周囲の人々に対する心理的ケアが行われるとともに、子どもたちが安心して学校生活を送るための学校体制を整える。	臨床心理士活用校数 のべ190校1分校 H29:36校 H30:37校 R1:38校 R2:38校 R3:41校1分校	A:75%以上100%達成	7,445(千円) * No.58と同事業	緊急時対応として、学校から希望があった場合には、その必要性を鑑み、適切に配置する。	支援教育課
104	9	(3)	①	自死遺族の情報提供	リーフレットやホームページ等を活用して、自死遺族の回復や生活支援(死後の手続き、経済問題、法律問題等について必要な情報提供及び関係機関への橋渡し等)の情報提供を行う。	遺族に必要な情報が適切に提供され適切な機関に繋がるようになる。リーフレット等の配布数3000部	リーフレット等配布数 のべ4,176部 H29:1,355部 H30:855部 R1:750部 R2:441部 R3:775部	A:75%以上100%達成	—	関係機関に自死遺族が必要な情報をリーフレット・ホームページにより提供をする。	こころの健康総合センター
105	9	(3)	②	自死遺族支援についての啓発リーフレット	リーフレットやホームページ等を活用して、自死遺族に、地域における自助グループの情報を提供する。	遺族に必要な情報が適切に提供され、遺族が自助グループなどに繋がるようになる。リーフレット等の配布数3000部	リーフレット等配布数 のべ4,176部 H29:1,355部 H30:855部 R1:750部 R2:441部 R3:775部	A:75%以上100%達成	—	自死遺族が必要な情報をリーフレット・ホームページにより提供をする。	こころの健康総合センター
106	9	(4)	①	教育相談に関する教職員の資質向上のための取組み	教育相談を担当する教職員の資質向上のために、遺児に対するケアも含めた取組みを進める。	教職員一人ひとりのカウンセリングスキル等の資質向上が図られている。	研修会開催数 のべ5回 H29:1回 H30:1回 R1:1回 R2:1回 R3:1回	A:75%以上100%達成	56	同内容の研修を実施し、教育相談に関する教職員の資質向上を図る。	教育センター

10 行政機関と民間団体との連携を強化する											
(1) 民間団体との連携体制の確立と取組みの充実											
指針新第3章	項目			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	平成29年度から令和3年度までの取組み実績	平成29年度から令和3年度までの取組み状況の評価	令和4年度		担当課
	大	中	小						予算	事業見込み	
107	10	(1)	①	自死遺族団体との公民協働事業	自死遺族団体と行政機関との公民協働で事業を展開することで団体の活性化を図り、充実した遺族支援が行えるようにする。	支援が必要な自死遺族に必要な相談等の情報が行き届き支援につながるようにする。 自死遺族支援に関する講演会等開催 ★【H29年度で終了】	講演会等開催数 H29:2回	A:75%以上100%達成			こころの健康総合センター
108	10	(1)	②	自殺対策民間団体支援事業	民間団体が自殺対策として電話相談や鉄道広告などを活用した相談窓口の広報・周知等、独自の取組みを強化するため、相談支援や人材養成など事業実施体制の整備にかかる費用について補助し、活動支援する。	・地域に根差した民間団体の自殺防止に関する活動が強化されている。 ・民間団体の自殺を防ぐための対応力が向上している。	補助団体(民間)のべ24団体 H29:5団体 H30:5団体 R1:5団体 R2:4団体 R3:5団体	A:75%以上100%達成	2,500	補助金を活用して、民間団体の自殺を防ぐための対応力の向上を図る。(交付予定:5団体)	地域保健課
109	10	(1)	③	民間団体に関する情報提供	市町村が地域の民間団体と協働して取組みができるように情報を提供する。	市町村と民間団体が協働して自殺対策に取り組めるようになる。	情報提供した市町村数 H29:41市町村 H30:41市町村 R1:41市町村 R2:41市町村 R3:41市町村	A:75%以上100%達成	—	民間団体についての情報提供を随時更新する。	こころの健康総合センター